

5月の納税等

納期限：5月31日(金)

●軽自動車税(全期)

※納期限を過ぎると延滞金がかかります。早めの納付をお願いします。
※納付は、簡単で便利な口座振替を。
※口座振替で納付の方は、預金残高の確認を。

情報 しっとく日和

知って得する暮らしの情報を紹介します。
気になる情報を見つけたら、アクションをおこしましょう。

- 🕒 日時
- 📍 場所
- 💰 料金
- 🗨️ 問い合わせ
- 📝 申し込み

- 👶 子育て
- 📖 教育
- 🏃 スポーツ
- 🗣️ 募集
- 🗣️ 講演
- 🎨 展覧会
- 📍 イベント
- ❓ 相談
- 📢 お知らせ

📌 笠間日動美術館 市民公開デーのご案内

市では、優れた芸術作品を多くの方にご覧いただくため、「芸術鑑賞事業」を実施しています。

毎月第2土曜日(第2土曜日が休館日の場合は翌開館日)は、すべての笠間市民が無料で入館できます。入館の際には、マイナンバーカード、運転免許証等の身分証明をご提示ください。

この特別優待の機会を活用して、笠間日動美術館の素晴らしい芸術作品に触れてみませんか。

※65歳以上の方および同伴の家族の方1名(いずれも市内在住)は、第2土曜日に限らず入館無料です。

- 🕒 令和7年3月31日(月)まで
- 📍 笠間日動美術館(笠間市笠間978-4)

🗨️ 生涯学習課(内線381)

🗣️ 文化財建造物保存修理工事現場見学会を開催します

重要文化財 笠間稲荷神社本殿の保存修理工事中の現場や本殿屋根を間近で見ることができる最後の機会です。修復が進む本殿修理工事の様子をぜひご覧ください。

- 🕒 6月28日(金)
 - ①午前10時30分～ ②午後1時～ ③午後2時30分～
 - 6月29日(土)
 - ④午前10時30分～ ⑤午後1時～(※) ⑥午後2時30分～
- ※⑤は、小・中学生向けの解説を行います。

- 📍 笠間稲荷神社(笠間市笠間1番地)
- 💰 参加費無料(事前申込制)
- 定員 各回15名程度(申込多数の場合は抽選)

📝 申込方法 いばらき電子申請・届出サービス(右の二次元コード)から、または参加申込書を提出

🕒 申込期限 6月10日(月)午後5時

🗨️・📝 生涯学習課(内線382)



申し込みはこちら

お部屋改修のことなら/プロのアドバイスで選べる♪信頼と実績の関川量商店へ!

畳・襖・リフォーム

和室・洋室・水廻り/リフォーム承ります
畳・襖・壁紙・カーテン、気になっていませんか?
●創業97年の関川へおまかせください●

🗨️ ご相談・お見積無料! まずはお気軽にお電話ください

畳・襖・障子・網戸、リフォーム
たまたみの関川 笠間店 ☎️0120-443-088
X リフォームの関川
(所在地)笠間市湯崎1243-22 (リノベ不動産笠間友部店内)
(営業時間)9時~18時(定休日)水曜

たまたみ&リフォームの関川が不動産事業部を開設!空き家ご相談ください!

売却物件募集!

土地 戸建 マンション 相続

どんな物件でも 無料査定
査定0円!!
🗨️ ご相談はお気軽に!!

🗨️ ご相談・査定無料! 宅建士が親切丁寧にご案内いたします!

不動産の事なら何でも
リンベ不動産 renove fudosan
笠間友部店
0296-71-8531
(所在地)笠間市湯崎1243-22 (友部スクエア近く)
(営業時間)9時~18時(定休日)水曜

店内併設(受付窓口)
たまたみの関川 X リフォームの関川

空き家は地域の資源。有効活用することで、地域の活力と魅力を引き出すことにつながります。

空き家を貸してください!

維持管理でお困りの方

みらい不動産が物件をお借りして家賃をお支払いします。
建物の修繕や管理、事務手続きなどは全て当社で行い、建物を再活用させていただきます。
所有者様には固定資産税等の税金以外は原則ご負担いただきません。

まずは詳細をご説明させていただきます

宅地建物取引士 空き家再生事業責任者 寺山 善一 水戸市役所に25年間勤務

株式会社みらい不動産 mirai 310-0041 茨城県水戸市上水戸3丁目8-7 ☎️029-303-7678

一級建築士・宅地建物取引士 代表取締役 関 達彦

個人住民税(市民税・県民税)・所得税にかかる定額減税について

制度の概要

令和6年度税制改正の大綱において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度分の個人住民税および令和6年分の所得税において定額減税を実施することが決定されました。

定額減税の対象者

個人住民税所得割の納税義務者または所得税の納税者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の方が対象となります。

定額減税の算出方法

本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、個人住民税は1万円、所得税は3万円が減税されます。

なお、減税はすべての税額控除(寄附金税額控除や住宅ローン控除など)を行った後の税額から行います。

※控除対象配偶者および扶養親族の算定において、国外居住者は対象から除きます。

※定額減税額が税額を上回る場合は、当該税額が減税の限度額となります(個人住民税均等割額への減税の適用はできません)。

定額減税可能額計算例

控除対象配偶者および扶養親族2人の場合
 個人住民税…(本人(1)+控除対象配偶者(1)+
 扶養親族(2))×1万円=4万円
 所得税…(本人(1)+控除対象配偶者(1)+
 扶養親族(2))×3万円=12万円

個人住民税の定額減税の実施方法

定額減税の対象となる納税義務者は徴収方法に応じてそれぞれ次のとおり減税を実施します。

給与特別徴収

給与所得に係る住民税の特別徴収は、通常6月分から翌年5月分の12か月で徴収されますが、今年度は令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。

普通徴収

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分の税額から減税し、第1期分から減税しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次減税します。

年金特別徴収

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

調整給付

定額減税可能額が、定額減税を行う前の個人住民税所得割額・所得税額をそれぞれ上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、差額を給付します。

調整給付の対象の方には、**確認書を送付する予定です(送付時期は決まり次第お知らせします)**。

なお、市民の皆さんに早期に給付をお届けする観点から、所得税の調整給付額は、令和5年分の課税状況に基づき算定されます。令和6年分の所得税額が確定した後、令和5年分と比較して所得に変動があるなどの一定の事情によって、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で給付されます。



個人住民税について



所得税について

問 個人住民税について 市税務課 (内線 113)
 所得税について 水戸税務署 TEL. 029-231-4211

国産品なら 畳工房 **ニタイラ**  **他社と比べて下さい 見積もり無料**

その畳 裏返し出来るかも!!

裏返し 3,500円

畳表替え ……4,500円~
 襖張替え ……3,300円~
 障子張替え(大)…2,300円(税)
 アミ戸張替え(大)…2,500円込
 ◎オーダーカーテンもやっています
 その他リフォームもご相談下さい。

笠間市小原1216 TEL.0296-77-7845

塗り替え・外装リフォーム専門店

外装シヨールーム OPEN!

地域密着!! 
 地元を支えられ **創業 40年**

石岡市の 塗装屋さん **(有)中嶋塗装工業**

石岡本社 石岡市半ノ木14159-5 ☎ 0299-57-1641 住宅診断・お見積り無料
 小美玉ショールーム 小美玉市羽鳥2727-11 ☎ 0299-57-2485 中嶋塗装工業 🔍 検索

「国民年金学生納付特例制度」について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることが義務づけられています。学生については、本人の所得が一定額以下の場合、**申請により在学中の保険料の納付が猶予される**「学生納付特例制度」が設けられています。

対象となる方

学生本人の申請する年度の前年所得が128万円以下の方
※学生本人に扶養家族がいる場合は、基準額が変わります。

対象となる学校

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している方）、一部の海外大学の日本分校
（夜間・定時制課程や通信課程も含まれます）

承認期間

4月（または20歳対象月）から翌年3月まで

申請手続きは毎年

翌年度も同じ学校に在学する方は、4月～5月頃に日本年金機構から申請書（ハガキ）が届きます。必要事項を記入し返送することで申請できます。

申請書（ハガキ）が届かない場合は、初年度と同様の手続きが必要になります。

承認を受けた期間

未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。
10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます（ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、経過期間に応じた加算額が上乘せされます）。

提出先

市役所または水戸南年金事務所
マイナポータルを利用した電子申請は24時間受付が可能です。

※詳しくは水戸南年金事務所
（TEL.029-227-3278）
※音声案内が流れます
または、日本年金機構
ホームページでご確認ください。



マイナポータル

お持ちいただくもの

- ◆基礎年金番号のわかるもの
- ◆来庁された方の本人確認できるもの
- ◆学生証（コピー可。有効期限が記載されているもの）または在学証明書
- ◆委任状（本人または世帯主以外が窓口で申請する場合）
- ◆会社などを退職して学生になられた方は、雇用保険被保険者離職票など

問 保険年金課（内線 142） 笠間支所保険福祉課（内線 72135） 岩間支所保険福祉課（内線 73182）

天狗の郷
バザール
de
いわま

- 🕒 6月9日（日）
午前9時～午後3時
- 📍 地域交流センターいわま「あたご」
- 🗨️ 根本（TEL.090-3009-7883）

第2日曜日



友部駅前フリーマーケット

第4日曜日

- 🕒 6月23日（日）午前9時～午後1時
- 📍 地域交流センターともべ「トモア」まちの広場
- 🗨️ 柏崎（TEL.090-1880-6317）



くらしの相談

特設無料人権相談

- 🕒 6月19日（水）午前10時～午後3時
- 📍 市民センターいわま（笠間市下郷5140）
- 🗨️ 水戸地方法務局
（TEL.029-227-9919）

行政相談

- 🕒 6月26日（水）午後2時～4時
- 📍 市民センターいわま
- 🗨️ 秘書課（内線 225）

行政書士無料相談会

- 🕒 6月19日（水）午後1時～4時
- 📍 市役所本所（笠間市中央3-2-1）
- 🗨️ 茨城県行政書士会
（TEL.029-305-3731）

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎️ 029-353-8305

結婚相談所ムスベル

創業99年

トータルリフォーム

ふすま・障子・クロス・カーテン・網戸・ハウスクリーニング



嶋田豊店

ふるさと納税返礼品提供しています

豊制作一級豊技能士
職業訓練指導員
品質管理責任者

全国豊産業振興会認定
豊ドクター

嶋田和也

〒309-1724
茨城県笠間市大古山72

TEL 0296-77-3091

マイナンバーカードを活用した救急業務の実証事業にご協力をお願いします



総務省消防庁が実施する「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた実証事業」の実施消防本部に笠間市消防本部が選ばれ、今後実証事業を実施します。
ご理解とご協力をお願いします。

◆ 実証事業とは

救急車を要請された傷病者の同意が得られた場合に、本人が所持するマイナンバーカード（健康保険証利用登録済のものに限る）の情報を専用の機械を使用して読み込むことで、救急業務の迅速化と円滑化を図ることを目的に実施し、その効果を検証するものです。

◆ 実施期間

令和6年9月初旬から（準備ができ次第、実施予定）

◆ 期待される主な効果

傷病者の観察結果・症状（現病歴）とマイナンバーカードを活用して得られた情報（受診歴・診療情報・薬剤情報・特定健診情報等）から総合的に判断し、傷病者に適応する搬送先医療機関の選定等に効果が期待されます。

活動イメージ



問 消防本部警防課

TEL.0296-73-0119



森林環境税

令和6年度から森林環境税（国税）が導入されます。

令和6年度から、森林の整備とその促進に関する施策の財源として、森林環境税（国税）が導入されます。

森林環境税（国税）は、個人住民税（市民税・県民税）均等割と合わせて1人年額1,000円が課税され、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

令和6年度以降の個人住民税（市民税・県民税）均等割と森林環境税の税率について

個人住民税（市民税・県民税）の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に年額1,000円（市民税500円・県民税500円）が加算されています。令和6年度からはこの臨時的措置が終了し、新たに森林環境税1,000円が課税されます。

税の種類	平成26年度～令和5年度までの税額	令和6年度からの税額
森林環境税（国税）		1,000円
個人市民税	3,500円（うち500円は復興特別税）	3,000円
個人県民税	2,500円（うち500円は復興特別税、1,000円は森林湖沼環境税）	2,000円（うち1,000円は森林湖沼環境税）
合計	6,000円	6,000円

◆令和6年度からの均等割の税額に変更はありません（昨年度と同様6,000円）。

非課税

以下のいずれかに該当する方には森林環境税は課税されません。

生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

前年の合計所得金額が135万円以下でその年の1月1日現在の状況で次のいずれかに該当する方

障害者・未成年者・寡婦・ひとり親

前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方

$28 \text{万円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10 \text{万円}$ （同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は16万8千円を加算）

問 税務課（内線113）

県西エリア不動産専門店

中古住宅 **売却相談** **無料査定**
そのまま **買います!!** **片付け不要**

あきやの未来
株式会社レステコホーム 桜川店 桜川市欽田 441
TEL.0296-71-5369
※どんなに古い空家でもご相談ください。

読売新聞は 月ぎめ 朝刊 **3,400円** (税込) **価格据置**

地域の話満載! よみうりタウンニュースは木曜折込み

読売KODOMO新聞 木曜発行/月額550円

読売中高生新聞 金曜発行/月額850円

詳細と、無料のおためし新聞申し込みは▼

お近くのY (読売センター) または、
茨城北部読売会 ☎029-221-6679
水戸市中央 2-7-37



令和6年度以降の介護保険料が変わります

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、3年ごとに介護保険制度の運営に必要な費用を基に算出し、笠間市介護保険事業計画によって決定します。

高齢者・介護サービス利用者の増加により、介護保険の費用が増加していることから、第9期（令和6年度～8年度）に必要な介護保険の費用は、1年間で約77億円に上り、第1号被保険者約2万4千人で負担する額は、1年間で約18億9千万円になります。そのため、第9期の保険料基準額（第5段階）は年額73,200円（月額は、前期比で400円上昇し6,100円）となりました。

今回の改正では、今後の介護給付費の増加を見据えるとともに、低所得者（第1段階から第4段階まで）の負担軽減を図るため、国の標準に合わせて、高所得者の所得区分を10段階から13段階に細分化し、負担能力に応じた保険料調整率を最大1.8から2.4まで段階的に引き上げました。高所得者の皆さんにはより多くのご負担をいただくこととなりますが、社会保険制度としての介護保険の安定的な運営に、ご理解をお願いします。

被保険者の皆さんの保険料を基に、充実した介護サービスの提供と、高齢になっても安心して暮らせる地域づくりを推進してまいりますので、介護保険料の納付にご理解ご協力をお願いします。

なお、令和6年度の介護保険料は、普通徴収（納付書や口座振替で納付）の方には8月頃、特別徴収（年金からの天引き）の方には9月頃、確定した額をお知らせします。

（新旧対照表）

第8期（令和3年度～令和5年度）				
段階	対象者		保険料調整率	保険料（年間額）
第1段階	本人が市民税非課税	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ②前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方	基準額×0.30	20,520円
第2段階		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円超120万円以下の方	基準額×0.50	34,200円
第3段階		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が120万円超の方	基準額×0.70	47,880円
第4段階		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方	基準額×0.90	61,560円
第5段階（基準額）		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円超の方	基準額×1.00	68,400円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	82,080円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	88,920円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	102,600円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	116,280円
第10段階		前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.80	123,120円



第9期（令和6年度～令和8年度）				
段階	対象者		保険料調整率	保険料（年間額）
第1段階	本人が市民税非課税	①生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ②前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方	基準額×0.285	20,862円
第2段階		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	35,502円
第3段階		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が120万円超の方	基準額×0.685	50,142円
第4段階		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方	基準額×0.90	65,880円
第5段階（基準額）		前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円超の方	基準額×1.00	73,200円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	87,840円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	95,160円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	109,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	124,440円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	139,080円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	153,720円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	168,360円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	175,680円

老齢福祉年金

明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

合計所得金額

前年の「収入」から必要経費などを控除した額です。さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除」、「公的年金に係る雑所得」（第1～5段階のみ）を差し引いた額となります。

給与所得のある場合は、給与所得（所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前の金額）から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします（第1～5段階のみ）。

問 高齢福祉課（内線172） 笠間支所保険福祉課（内線72133） 岩間支所保険福祉課（内線73172）

介護保険料仮徴収額の「平準化」を行います

今年度分の介護保険料特別徴収額（仮徴収）の金額については、介護保険料額決定通知書兼特別徴収（年金天引き）通知書などでお知らせしていますが、本人の収入や世帯の課税状況の変更によって、介護保険料に変更が生じ、「仮徴収額」と「本徴収額」の差が大きくなる方には、金額が均等になるよう仮徴収金額を変更（平準化）します。

○平準化とは？

徴収額が確定するまでの「仮徴収額」と確定後の「本徴収額」がなるべく均等になるように調整することをいいます。

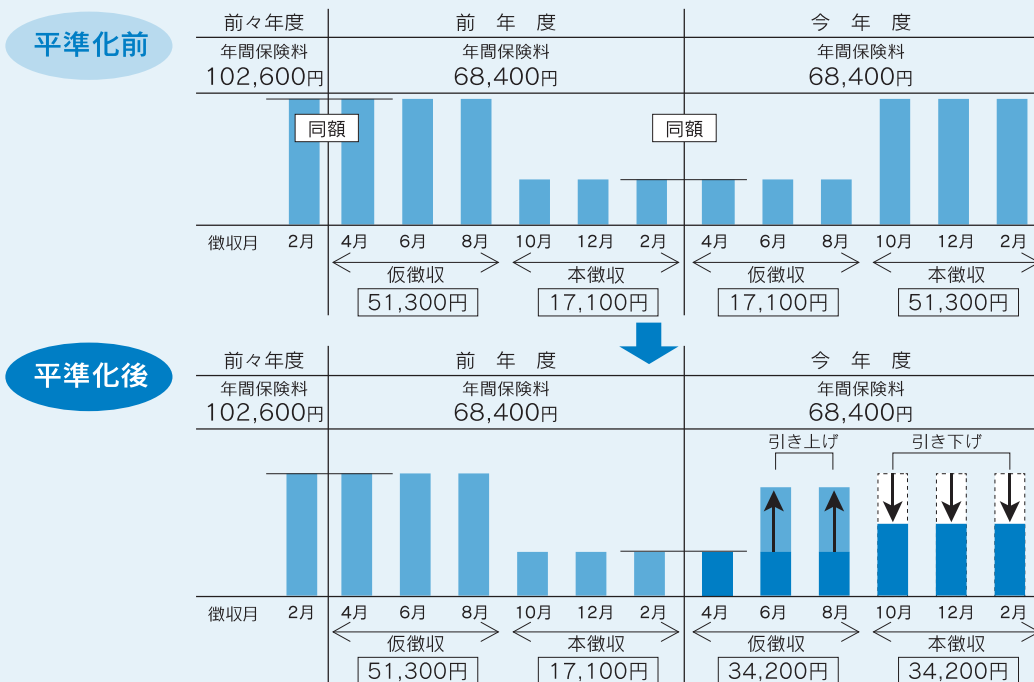
※平準化を実施した方でも、本徴収額決定後、再度天引き額の調整が行われる場合があります。

なお、対象者には「介護保険料（仮徴収）額変更通知書」で通知します。

○通知送付予定日：5月31日（金）

平準化のイメージ

（例：年間保険料額102,600円⇒68,400円の変動があった場合）



※上記の金額はあくまでも一例です。

※平準化を実施した方でも、本徴収額決定後、再度天引き額の調整が行われる場合があります。

問 高齢福祉課（内線 172） 笠間支所保険福祉課（内線 72133） 岩間支所保険福祉課（内線 73172）

エコフロンティアかさま監視委員会

実施日：3月28日

令和5年12月から令和6年2月における施設モニタリングおよび浸出水の放流について、事業団から説明を受けました。

最終処分場

- ・ 期間中に埋立処理した廃棄物は27,107tとなり、令和5年9月末までに全体容量の約87%の埋立状況となっています。
- ・ 流入水（浸出水）は、ヒ素が検出されましたが、放流基準値以下でした。
- ・ 放流水（処理水）は、全ての項目で放流基準値を下回っていました。
- ・ 場内4か所の観測井戸のうち、環境基準項目では、1か所でヒ素が、水道水質基準項目では、3か所で総鉄や総マンガンが基準値を超過していましたが、過去と比較して大きな変動はありませんでした（飲用には供していません）。

「浸出水とは」

最終処分場にしみ込み、埋め立てた廃棄物の層を浸透して出てくる雨水などの総称。浸出水は地下に浸透しないよう遮水シートなどで遮られ、水処理施設に集められます。集められた水は「流入水」、処理後の水は「放流水」と呼ばれ、放流水は市の公共下水道に放流されています。



問 資源循環課（内線128）